

近江八幡市行政評価委員会設置要綱

平成20年4月21日

告示第65号

(目的)

第1条 市が実施する行政活動について、行政外部の専門家の視点で行政評価を実施することにより、評価の客観性を確保し透明性を高め、市民への説明責任の充実を図り市民にとってわかりやすい評価を行うことを目的として、近江八幡市行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施策及び事務事業の評価に関すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (3) その他行政評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門知識を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

(調査等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員に必要な調査等を行わせることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行政評価所管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。